

○清須市個人情報保護条例

平成17年7月7日

条例第11号

改正 平成19年9月28日条例第25号

平成21年3月27日条例第6号

平成21年6月30日条例第35号

平成25年3月29日条例第21号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第6条—第11条）

第2節 個人情報の開示（第12条—第25条）

第3節 個人情報の訂正（第26条—第33条）

第4節 個人情報の利用停止（第34条—第39条）

第3章 不服申立て（第40条—第42条）

第4章 雑則（第43条—第48条）

第5章 罰則（第49条—第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、実施機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、もって市政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照

合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。

(3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(清須市情報公開条例(平成17年清須市条例第10号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することがないように個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害する

ことがないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を変更するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 実施機関は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後においてこれらの届出をすることができる。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供さなければならない。

6 前各項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、

適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から直接収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは、その目的を達成することができないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (6) 同一実施機関内若しくは他の実施機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体、地方独立行政法人（以下「国等」という。）から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することができないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が清須市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は実施機関が清須市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報  
(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために保有個人情報を当該実施機関の内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号

のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に提供する場合において、事務に必要な限度で保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が清須市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、外部提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用又は外部提供した個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用又は外部提供した理由
- (3) 目的外利用又は外部提供した保有個人情報の記録項目
- (4) 前項の規定により求めた措置内容  
(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が清須市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害することがないと認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を、速やかに、廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は市の公の施設の管理を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は前項の指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他個人情報の本人と特別の関係にあると実施機関が認める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 死者の相続人、親権者及び死者の個人情報と関係があると認められる者（以下「死者の相続人等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、当該死

者の個人情報の開示請求をすることができる。

- (1) 相続人が被相続人である死者から相続した財産に関する情報を開示請求するとき。
- (2) 相続人が被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求等に関する情報を開示請求するとき。
- (3) 死者の配偶者（届出をしていないが、当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は父母が、慰謝料請求権、遺贈等当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報を開示請求するとき。
- (4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報を開示請求するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が清須市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、開示請求を認めるとき。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、法定代理人等又は死者の相続人等であること）を証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次

の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第12条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下次号及び第3号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 開示することにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関等の指示により、開示することができないとされている情報  
(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第14条第8号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示に必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。

ない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関が定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関が定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第40条及び第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第23条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が

記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 第13条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受けるものについて準用する。  
(他の法令等による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第25条 この条例の規定による保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報の写しの交付を受けるものは、清須市手数料条例（平成17年清須市条例第57号）に定める費用を負担しなければならない。

### 第3節 個人情報の訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第34条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第24条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

- 2 法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 死者の個人情報については、保有個人情報の開示を受けた死者の相続人等に限り、訂正請求をすることができる。
- 4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第27条 訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提示し、又は提出しなければならない。
  - 3 訂正請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項又は第3項の規定による訂正請求にあつては、法定代理人等又は死者の相続人等であること)を証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
  - 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第28条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

- 第29条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第30条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第27条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を訂正請求者に通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合にお

いて、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 第4節 個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有 개인정보를保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき、又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 死者の個人情報については、保有個人情報の開示を受けた死者の相続人等に限り、利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第35条 利用停止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有 개인정보를特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項又は第3項の規定による利用停止請求にあっては、法定代理人等又は死者の相続人等であること）を証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第38条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を利用停止請求者に通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条

の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

### 第3章 不服申立て

(審査会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、清須市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第42条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 雑則

（適用除外）

第43条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この条例の規定は、図書館その他図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために保有している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

（苦情の処理）

第44条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（運用状況の公表）

第45条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（事業者に対する措置）

第46条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあるとき、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう指導又は勧告することができる。

3 市長は、事業者が第1項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由なく応じないとき、又は前項の規定による指導若しくは勧告に従わないときは、清須市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(出資法人等の個人情報保護)

第47条 市が出資その他財政支出等を行う法人又は公共的団体は、この条例の規定に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 第5章 罰則

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の委託若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集し

たときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第49条又は第50条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第53条 第49条から前条までの規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第54条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の取扱いについての第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後、速やかに」とする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の西枇杷島町個人情報保護条例（平成10年西枇杷島町条例第2号）、清洲町個人情報保護条例（平成9年清洲町条例第14号）又は新川町個人情報保護条例（平成16年新川町条例第14号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

##### (春日町の編入に伴う経過措置)

5 春日町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の春日町個人情報保護条例（平成17年春日町条例第1号。以下「旧春日町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧春日町条例の例による。

附 則（平成19年9月28日条例第25号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第14条第2号ウの改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

（平成19年規則第27号で平成19年10月1日から施行）

附 則（平成21年3月27日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第35号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第21号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。